

所定疾患施設療養費の算定状況

令和6年度算定状況

病名	件数	日数	投薬・注射・検査等
肺炎	7	49	輸液、ユナシン、セフカペンボキシル等、血液検査、尿検査、CT等
尿路感染症	34	287	メロペネム、セフトリアキソン等 血液検査、尿検査、CT等
带状疱疹	0	0	
蜂窩織炎	1	10	セファレキシンカプセル、メロペネム、輸液等、血液検査等
慢性心不全の増悪	0	0	

厚生労働大臣が定める基準に従い、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します

<算定条件>

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。）に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。